

愛宕警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

愛宕警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道1号	☆	50km	虎ノ門交差点	麻布台一丁目交差点	8-12
2	国道15号	☆	60km	新橋交差点	金杉橋上	8-12
3	昭和通り	☆	60km	蓬莱橋交差点	新橋交差点	8-12
4	日比谷通り	☆	60km	西新橋交差点	芝園橋交差点	8-12
5	海岸通り	☆	50km	蓬莱橋交差点	浜崎橋上	8-12
6	外堀通り	☆	60km	蓬莱橋交差点	虎ノ門交差点	8-12
7	環状3号線(都319)	☆	50km	赤羽橋交差点	芝公園グランド前	8-12
8	環二通り	☆	40km (50km)	虎ノ門二丁目交差点 (築地・虎ノ門トンネル内)	汐先橋交差点	8-16
9	日赤前通り(区道)	○	40km	浜松町一丁目交差点	神谷町交差点	8-12

※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線

※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。

※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。

※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
9	日赤前通り(区道)	御成門小学校の通学路であり、片側2車線で中央分離帯が設置されていない路線で、横断禁止場所を横断する歩行者も多く、通学時における小学生児童等及び歩行者の交通事故を防止するため。

愛宕警察署管内における小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校（公立・私立等）の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	港区西新橋3丁目周辺
2	ゾーン30	港区浜松町1丁目周辺
3	港区立御成門小学校	港区芝公園3丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。
重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

愛宕警察署管内の速度取締り重点路線

